

本県の不登校児童生徒支援の取組について

1 令和7年度新規事業

(1) 校内教育支援センター設置促進事業

学校には行けるものの自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に確保するため、校内教育支援センターを新たに整備する市町村に対し、支援員の配置や環境整備を行う経費を助成。(令和7年度:11市が申請)

(2) 千葉県フリースクール活動支援事業

不登校児童生徒の多様な学びの場の充実を図るため、一定の基準を満たすフリースクール等において行われる、不登校児童生徒を支援する上で有用性の高い活動に係る経費の一部を補助。補助金額は1団体あたり10～100万円(出席扱いとなる児童生徒1人につき10万円を限度として最大100万円まで)、補助率は対象経費の1/2とし、対象経費は学習活動や児童生徒の社会性を育成するために行う体験活動等に係る費用等。

(3) メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業

他者との関わりが苦手で相談機関等に繋がっていない児童生徒を対象として、メタバースを活用した児童生徒同士や相談員等と交流する場を設け、相談・支援に繋げる。

毎週火曜日・木曜日の15～17時(長期休業期間を除く平日)に開室し、「エデュオプちば」参加者の交流の場としても活用する。名称は「放課後メタバースちば～こさぽんの家～」とし、11月下旬から試験運用開始予定。

2 繼続事業

(1) オンライン授業配信「エデュオプちば」

不登校の状態となり、教育支援センターやフリースクール等に通う児童生徒も含め、家庭で過ごすことの多い児童生徒を対象に、オンライン授業配信を実施。令和6年6月から中学1～3年生を対象に開始し、令和7年4月からは小学4～6年生に対象拡大。

・令和7年10月24日現在:(小学生)	登録者数	191名	/週受講者数	41名
	(中学生)	901名	/週受講者数	171名
	計	1,092名	/	212名

(2) スクールカウンセラーの配置

児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等への助言・援助にあたり、学校における教育相談体制の充実・強化を図るため、公認心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置。

昨年度は小学校が隔週配置510校、月1配置128校であったが、令和7年度は全小学校を隔週配置として拡充を図った。
(人)

小学校	中学校	学びの多様化学校	中学校 重点校	高等学校	特別支援学校	教育事務所等	計 (延べ人数)
636	304	2	5	121	5	11	1084

(3) スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するため、社会福祉士等、教育や福祉の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置。

令和7年度は、全県で昨年度より5名増員して69名に配置を拡充したほか、1中学校区（小・中・高・特支）単位で行うpus型支援を、昨年度の5市町5中学校区から、10市町15中学校区に拡充して効果検証を実施。

(4) 訪問相談担当教員の配置

県内12校の地区不登校等児童生徒支援拠点校に、訪問型支援を中心に不登校支援を行う訪問相談担当教員を配置し、家庭訪問やケース会議等を通じて、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する指導・援助を実施。

(5) 不登校児童生徒支援推進校の指定

県内130校の小・中学校を不登校児童生徒支援推進校に指定。指定された学校の校内に不登校児童生徒支援教室を開設し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象として、学習支援やソーシャルスキルトレーニングなど、個々の生徒の実態に応じた支援を実施。

(6) 不登校児童生徒支援チームの設置

福祉や心理の専門家や不登校担当指導主事等がチームを組んで、現在取り組んでいる不登校児童生徒支援の活性化を図るとともに、解消が困難な不登校ケースに関する助言・支援等を実施。

主な支援内容は、不登校支援関係者による連絡会議等で情報収集し、より効果的な支援対応策について共に検討する。また、各教育委員会や学校の不登校支援体制づくりへのサポートを実施。

(7) 不登校に関する相談窓口の設置

千葉県子どもと親のサポートセンターや各教育事務所の教育相談室では、不登校をはじめ、児童生徒等に関する様々な相談、支援事業を実施。

(8) 千葉県版 不登校児童生徒の支援資料集の作成・活用

不登校に対する具体的な支援や未然防止に向けた様々な実践例など、不登校支援について網羅的にまとめた支援資料集を作成・配付。教職員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりを推進。

(9) 千葉県版 児童生徒・保護者のためのサポートガイドの作成

児童生徒が不登校になった際、児童生徒、保護者が慌てることなく安心して学校内外、官民の様々な相談機関があることを知り、児童生徒に適した相談機関へつながることができるよう、相談機関等を一覧にしたパンフレットを作成し、県ホームページに掲載。

(10) 県立高等学校での受入体制の整備

多様な学習ニーズへの対応や教育相談体制の充実など、学び直しのできる県立高等学校での受入態勢の整備を進めている。加えて、進学先の学校において、個々の生徒の状況に応じて適切な支援を実施するための学校間連携を推進。

＜参考＞

- ・「ウェルビーイング・ハイスクール設置モデル事業」（県立八千代西高等学校）

様々な課題を抱える生徒の社会的自立を支援するため、福祉等の関係機関との連携、相互の協力・補完等の体制構築を目指す。令和7年度はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー重点配置（週4日）、県健康福祉指導課・中核地域生活支援センターとの連携による校内居場所カフェ開催（月1回）等を実施。

(11) 学びの多様化学校の設置促進（不登校特例校）

特別な教育課程の編成が可能な不登校特例校の視察を実施し、設置を検討している自治体に、先進事例の視察で得た知見を基に助言するなど支援を実施。

＜千葉県内の設置状況（2校）＞

- ・令和7年4月：「習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室」開室
「浦安市立浦安中学校分教室 UMI」開校

＜検討中のもの＞

- ・館山市教育委員会においては、令和9年4月の開校を目指し、豊房小学校跡地（令和9年3月閉校予定）に、学びの多様化学校の本校型・小中一貫校の設置準備を進めているとしている。
- ・千葉市教育委員会においては、令和12年度の開校を目指し、廃校となった旧高洲第二中学校の校舎を活用して、中学生を対象とした学びの多様化学校の設置準備を進めているとしている。

(12) 関係機関との連携

関係機関との連携を推進し、学校の組織的な教育相談体制を強化。

- ・市町村等教育委員会が設置する教育支援センター
- ・福祉機関、医療機関、警察等
- ・フリースクール等の民間団体等